ヤングケアラーと思われる生徒の事例(中学校・高等学校)

1 はじめに

児童虐待については、平成 12 年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」(「児童虐待防止法」)が制定された。しかしそれ以降も、全国の相談件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対応への重点的な取組を一層進める必要がある。児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には、虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人が適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

2 研修プログラム

- (1) テーマ ヤングケアラーと思われる子ども(生徒)への対応
- (2) 研修のねらい

ヤングケアラーと思われる子ども(生徒)を発見したときの学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方について理解を深める。

(3) 研修の流れ(75分)

(3) 研修の流れ (75分)				
時間	活動内容	留意点		
導入 10分	1 本日の研修のねらいを確認する。	○本研修の趣旨説明をする。 ○グループづくりを行い、進行係と 記録係と発表係を決めるよう伝え		
		る。		
展開 25分	 2 〈ワークシート〉の事例について、具体的な対応の流れを考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。 3 記入した内容について、各グループで話し合う。 4 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。 			
		手引き(文部科学省令和2年6月改 定版)」の9ページ参照		
30分	て考え、各自で〈ワークシート〉 に記入する。	○「本人に対して」「母親に対して」「父		
	6 記入した内容について、各グ ループで話し合う。			
	7 グループで話し合った内			

1				
	容を発表し、全体で共有す			
	る。			
まとめ 10分	8 振り返りとまとめをする。	〇研修を通して気付いたことや感じ		
		たこと等を〈ワークシート〉にまと		
		めるよう指示し、その後、発表の場を		
		もつ。		
		○虐待を疑ったら、一人で抱え込ま		
		ず、まず、同僚や管理職に相談し組		
		織で対応すること、通告は支援の始		
		まりであり、定期的に関係機関等と		
		連絡を取り合うことが大切であるこ		
		とを押さえる。		
その他	・ 活動内容2を行う前に、教職員	の実態に応じて、「教職員・保育従事者		
	のための児童虐待対応の手引	き(第二版)(岡山県教育庁人権教育課		
	H30.3)」の6ページや11ページ、「学校・教育委員会向け虐待			
	対応の手引き(文部科学省令和]2年6月改定版)」の9ページを活用し		
	て、対応の流れについて、全体で確認するという流れも考えられる。 ・活動内容4の後、校内体制等について全体で確認するという流れも考えられる。 ・関係機関の職員を助言者として招き、適宜助言をいただくと効果的で			
	ある。			
L	I			

〈ワークシート〉

ヤングケアラーと思われる生徒の事例(中学校・高等学校)

〈事例〉

本人A(高2女子)は、父、母、妹(小4)、妹(5歳)弟(3歳)とAの6人家族。 Aは明るく友達が多い。入学当初から、運動部に所属し、積極的に練習に参加していたが2年生に進級した頃から、練習を休みがちになり、学校も遅刻したり、欠席したりするようになった。5月になり、Aが顧問に「部活動を辞めたい」と相談した。翌日、顧問と担任がAに部活を辞めたい理由を聞くと、「家庭の事情で」と答えた。心配した担任がさらに詳しく話を聞くと、Aが高校入学後、父親が病気で会社を退職したこと、母親がパート勤務を始めたこと、食事の準備や掃除、洗濯、幼いきょうだいの世話や保育園への送迎など、家庭でのAの役割が増えてきたため、部活動を続けることが困難な状況であることを伝えた。また、親が大変なので手伝いをすることは当然のことだが、Aの家庭での役割が増えるにつれて、手伝いに多くの時間をとられ、勉強や遊びなど、自分のやりたいことができなくて困っていることなどを話してくれた。

*中学校で研修を実施する場合は、本人Aを中学校2年生と考えてください。

1	この事例に対して、 えてみましょう。	どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考

この事例では、担任がAへの対応について、管理職やスクールソーシャルワーカー(SSW)に相談しました。また、学校は定期的に母親に連絡して、本人の学校での様子を伝えるとともに、家での様子を聞いたり子育ての相談に乗ったりした。その中で、父親が精神疾患で会社を退職したこと、調子のよいときは働いていることや主な生活費は母親のパートで得られる賃金であること、家事や幼いきょうだいの世話を申し訳ないと思いながらもAに頼んでいることなどを話してくれた。

~ヤングケアラー~

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す。家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

*詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html

~通告の判断に当たって~

この事例の場合、虐待を疑う視点では難しいかもしれないが、子どもの権利が侵害されていないか、不適切な養育環境になっていないかを考えると通告までとはいかなくても、 児童相談所等に相談することは必要となります。

児童福祉法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、市町村や 児童相談所等に通告しなければならないとしています。虐待の事実が必ずしも明らかでな くても、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。

2 Aから相談を受けた後、学校は本人や母親・父親に対する支援について、関係機関との連携についてどのようにすべきか、また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

<u> 本人に刈して」</u>	 	

「母親・父親に対して」	
「関係機関との連携」	
3 ふりかえろう	
3 131717.2.3.7	

〈ワークシート〉

ヤングケアラーと思われる生徒の事例(中学校・高等学校)

〈事例〉

本人A(高2女子)は、父、母、妹(小4)、妹(5歳)弟(3歳)とAの6人家族。 Aは明るく友達が多い。入学当初から、運動部に所属し、積極的に練習に参加していたが2年生に進級した頃から、練習を休みがちになり、学校も遅刻したり、欠席したりするようになった。5月になり、Aが顧問に「部活動を辞めたい」と相談した。翌日、顧問と担任がAに部活を辞めたい理由を聞くと、「家庭の事情で」と答えた。心配した担任がさらに詳しく話を聞くと、Aが高校入学後、父親が病気で会社を退職したこと、母親がパート勤務を始めたこと、食事の準備や掃除、洗濯、幼いきょうだいの世話や保育園への送迎など、家庭でのAの役割が増えてきたため、部活動を続けることが困難な状況であることを伝えた。また、親が大変なので手伝いをすることは当然のことだが、Aの家庭での役割が増えるにつれて、手伝いに多くの時間をとられ、勉強や遊びなど、自分のやりたいことができなくて困っていることなどを話してくれた。

- *中学校で研修を実施する場合は、本人Aを中学校2年生と考えてください。
- 1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えてみましょう。
 - ●児童虐待、不適切な養育環境、子どもの権利侵害を疑った場合には
 - 同僚や管理職に相談する。
 - 校内組織会議を開く。

(メンバー例:管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、SSWなど)

→情報を集める。

通告・相談について検討する。

初期対応について検討する。

生徒の話を傾聴する。

・妹の通う小学校に連絡を取り、情報収集に努める。

※記録の留意点について

学校での記録が、児童相談所等における判定時の資料や、支援のためのネットワーク会議である「要保護児童対策地域協議会」への貴重な情報となる。 事実に基づいた正確な記録が必要である。

・根拠の記録

虐待の疑われる事象があれば具体的に時系列で記録する。

子どもの訴えの記録 相談を進める中で子ども自身からの新たな訴えがあった場合は、子どもの言葉で記録、表情や態度も記録する。

* 情報の記録

直接、または伝聞の情報の区別をする。

保護者の話の記録保護者からの電話や面談、日時や内容、様子を経過に従い具体的に記録する。

記

を

_

۲

る

この事例では、担任がAへの対応について、管理職やスクールソーシャルワーカー(SSW)に相談しました。また、学校は定期的に母親に連絡して、本人の学校での様子を伝えるとともに、家での様子を聞いたり子育ての相談に乗ったりした。その中で、父親が精神疾患で会社を退職したこと、調子のよいときは働いていることや主な生活費は母親のパートで得られる賃金であること、家事や幼いきょうだいの世話を申し訳ないと思いながらもAに頼んでいることなどを話してくれた。

~ヤングケアラー~

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す。家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

*詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html

~通告の判断に当たって~

この事例の場合、虐待を疑う視点では難しいかもしれないが、子どもの権利が侵害されていないか、不適切な養育環境になっていないかを考えると通告までとはいかなくても、 児童相談所等に相談することは必要となります。

児童福祉法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、市町村や 児童相談所等に通告しなければならないとしています。虐待の事実が必ずしも明らかでな くても、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。

2 Aから相談を受けた後、学校は本人や母親・父親に対する支援について、関係機関と の連携についてどのようにすべきか、また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

「本人に対して」

- 家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあることに留意して話を聴く。(傾聴の姿勢)
- 支援を行う際には、まずはしっかりと子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、 どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることが重要である。
- 教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子ども本人や保護者と接することで、家庭における子どもの状況に気付いたことを、学校でのケース会議等で共有する。
- ヤングケアラーについて理解させるとともに、その生徒自身がヤングケアラーであるかもしれないこと、「あなたには子どもらしく育つための時間をもつ権利がある」ことなどを伝える。

など

「母親・父親に対して」

- 学校での本人の様子を知らせたり、家庭での様子を聞いたりする。
- Aの登校、学習、進路等をいっしょに考える。
- Aに多くの家事を手伝わせていることを責めないように気をつける。
- 今後の生活を改善するための方法をいっしょに考える。(スクールソーシャルワーカーや市町村の福祉部局、児童相談所を紹介するなど)
- 担任だけが窓口になるのではなく、複数の教職員で相談に乗り対応していく。
- 信頼関係ができたら、経済的な支援についても話題にする。 など

「関係機関との連携」

- ケース会議(校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会ケース会議)を通して、市町 村又は児童相談所等と情報交換し、情報共有に努める。
- ・定期的、又は状況の変化等に応じて市町村又は児童相談所等と連絡を取り合い、対応 方針や留意事項を共通理解しておく。
- 妹の通う学校と連絡を取り合い、情報交換をする。

など

3_	ふりかえろう		